

令和5年度 総合評価落札方式の評価基準の 見直しについて（工事）

令和5年3月24日
中部地方整備局 港湾空港部

- ◆令和5年4月1日以降に公告する工事より適用するものです。
- ◆本運用方針に基づき個別の工事に適用される評価項目等は、各工事の入札説明書を参照してください。
- ◆本方針の内容は変更する場合がありますので、以下ホームページでご確認願います。
- ◆問い合わせ窓口
 - 中部地方整備局港湾空港部：pa.cbr-nyuusatsu@mlit.go.jp（担当：品質確保室）
 - 本資料に対する質問と回答は、中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（<https://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/26/>）に掲載します。

総合評価落札方式の評価基準の見直しについて

1. 企業の能力等の基準見直しについて
 - 「特別港湾潜水技士」の評価について 1

2. 技術者の能力等の基準見直しについて
 - 「継続教育(CPDの単位取得状況)」の見直し 3

1. 企業の能力等の基準見直しについて

方針 「特別港湾潜水技士」の評価について

潜水作業による施工精度の向上、安全性の確保のため、潜水士を3名以上必要とする工事において「特別港湾潜水技士」の有資格者を配置予定現場従事者（潜水作業管理者）に配置する場合に評価する「特別港湾潜水技士の登用」を追加する。

潜水士を3名以上使用する当局指定の工事に適用

現行基準

特になし

新基準

- 潜水作業管理者の配置が求められる潜水作業日（3名以上の者が潜水作業を行う場合の全期間）において「特別港湾潜水技士」を配置すると表明した場合について評価する。
- 元請け、下請け企業に関わらず加点評価する。
- 申請様式では「配置の有無」を記載し、証明資料の提出は不要とする。工事受注後に潜水作業管理者に特別港湾潜水技士の有資格者が配置されていることを施工計画書にて確認を行う。
- 当該潜水作業管理者が当該工事に従事していることを工期中に確認する。
- 履行が認められなかった場合は、技術提案内容を満たさない場合の措置とは別に工事成績評定を1点減点する。ただし、受注者の責によらない場合は不履行の対象外とする。

※当局指定の工事

WTO案件を除く捨石均し、ケーソン・ブロック等の据付等の工種が含まれる工事より選定。

1. 企業の能力等の基準見直しについて

◆「特別港湾潜水技士の登用」の評価表

新規追加

評価項目		評価基準	配点
特別港湾潜水技士の登用	潜水作業管理者を必要とする作業日(3名以上の者が潜水作業を行う場合の全期間)、有資格者を配置	潜水作業管理者に「特別港湾潜水技士」の有資格者を配置	1.0点
		資格無し	0.0点

2. 技術者の能力等の基準見直しについて

方針「継続教育(CPDの単位取得状況)」の見直し

技術者の能力の維持・向上のため認定団体の継続的な教育プログラムや講習会を受講し、それに要した時間を単位へ変換している制度であり、その単位数を技術者の能力評価基準へ組み込んでいる。

しかし、近年は、建設業の技術者不足が顕著化しており、技術者の労働環境は厳しく、加えて、政府が掲げる「働き方改革」の実効性を高めるため、建設業においても時間外労働の上限規定が適用（令和6年度）される。そのため、現場の管理と技術者の能力の維持・向上のための継続教育を高いレベルで維持しつつ、「働き方改革」を推進するため、取得単位(30単位/年→20単位/年)の基準を見直すこととする。

現行基準

評価項目	評価基準	配点
CPDの単位 取得状況	30単位/年以上	1.0点
	20単位/年以上	0.5点
	上記単位数未滿	0.0点



新基準

評価項目	評価基準	配点
CPDの単位 取得状況	20単位/年以上	1.0点
	10単位/年以上	0.5点
	上記単位数未滿	0.0点